

利用料等

区分	費目	金額
保育料	(月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担
上乗せ徴収	(授業料) ・教育の質向上のための専科職員の経費として	1,100 円/月
	(入園金) ・教育の質向上のための専科職員の経費として	入園時 20,000 円
実費徴収	(入園時学習費 4・5歳児のみ) ・4・5歳児の学習用教材増加分の徴収(3年間平均で徴収するため3歳・満3歳入園児には上乗せ徴収なし)	入園時 5,000 円 (4・5歳児のみ徴収)
	(園外実習費)	税込 4,180 円/月 (送迎バス利用者のみ徴収)
	(給食費) 免除対象者は 235 円×各月給食実施日数の副食費が免除されます	6,200 円/月
	(日本スポーツ振興センター災害共済加入費)	200 円/年
	(制服・制帽・通園カバン) ・登降園時に着用・使用	税込 14,400～ 14,680 円
	(スモック・上履き・ナフキン) ・園生活時に着用・使用	税込 3,230～ 3,850 円
	(運動着・運動/水泳/正ちゃん帽子) ・園活動時に着用・使用	税込 4,610 円
	(定期購読絵本代) ・毎月提供される絵本代	税込 270～340 円/月 (休園の場合のみ徴収)
	(鍵盤ハーモニカ代) ・音楽活動時に使用	税込 5,790～ 8,130 円
	お楽しみ保育行事に係る費用(5歳児)	税込 1,200～3,200 円/回
	個々の教材の追加費	実績に応じて
	その他	(1号認定子どもの預かり保育に係る費用) ・預かり保育の実施に必要な経費の一部
預かり保育時間超過分 200 円/30 分		

※税込表示がない項目については非課税扱いとする

※支払を受けることができる費用は、公定価格で賄うことができない、質の向上のための費用及び公定価格で賄うことのできない、教育活動に必要とされる費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担いただくことが適当であるものとする。